

○君津市空き家バンク実施要綱

平成27年9月30日

告示第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、君津市における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内で個人が居住を目的として取得し、現に居住していない住宅(近く居住しなくなる予定のものを含む。)及び当該住宅と所有者を同一にするその敷地をいう。ただし、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第34条の2に規定する媒介契約を締結しているもののうち一般媒介契約を締結しているものは、この限りでない。

(2) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を直接行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し紹介する制度をいう。

(物件の登録)

第3条 空き家バンクによる物件の登録を受けようとする所有者又はその代理人(以下「申込者」という。)は、君津市空き家バンク物件登録申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 君津市空き家バンク物件登録カード(別記第2号様式。第4項及び次条において「物件登録カード」という。)

(2) 同意書(別記第3号様式)

(3) 市税の滞納がないことを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、市が仲介に関し協定を締結する一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部(以下「南総支部」という。)に対し、当該空き家の仲介を依頼するものとする。ただし、既に宅地建物取引業者と専任媒介契約又は専属専任媒介契約を締結した物件は、この限りではない。

3 南総支部は、前項の依頼があったときは、当該空き家に係る調査及び売買又は賃貸借の契約の代理又は媒介を行う宅地建物取引業者(以下「取扱業者」という。)を決定するものとする。

4 市長は、物件登録カードの記載内容及び前項の規定による調査の結果を審査し、適当であると認めるときは君津市空き家バンク物件登録台帳(別記第4号様式。以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 所有者が君津市暴力団排除条例(平成24年君津市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

(2) 所有者が市税の滞納をしているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当でないとき。

5 市長は、前項の規定により空き家台帳への登録を認めるときは君津市空き家バンク物件登録完了通知書(別記第5号様式)により、登録を認めないときは君津市空き家バンク物件登録不承認通知書(別記第6号様式)により、当該申込者に通知するものとする。

6 市長は、第4項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる物件の登録を受けることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

(物件登録に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第4項の規定により空き家台帳に登録された申込者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、君津市空き家バンク物件登録変更届出書(別記第7号様式)に登録事項の変更内容を記載した物件登録カードを添えて、市長に提出しなければならない。

(物件登録の取消し)

第5条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、空き家台帳の登録を取り消し、君津市

空き家バンク物件登録取消通知書(別記第8号様式)により、当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 登録から2年を経過したとき。
- (3) 君津市空き家バンク物件登録取消依頼書(別記第9号様式)の提出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が空き家台帳に登録されていることが不相当と認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第6条 市長は、必要に応じて、空き家台帳に登録された情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、君津市空き家バンク利用登録申込書(別記第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第11号様式)
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、申込みをした者が次の各号のいずれかに該当するときは、君津市空き家バンク利用者台帳(別記第12号様式。以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、君津市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

4 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次のいずれかに該当するときは、利用者台帳に登録しないものとする。

- (1) 市税の滞納があるとき。
- (2) 君津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

5 市長は、第3項の規定により、利用者台帳への登録を認めるときは君津市空き家バンク利

用登録完了通知書(別記第13号様式)により、登録を認めないときは君津市空き家バンク利用登録不承認通知書(別記第14号様式)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第7条 前条第3項の規定による登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、君津市空き家バンク利用登録変更届出書(別記第15号様式)を、市長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第8条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消し、君津市空き家バンク利用登録取消通知書(別記第16号様式)により、当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家バンク利用登録の取消しの申し出があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申請を行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用者台帳に登録されていることが適当でないと認めたとき。

(物件交渉の申込み等)

第9条 利用登録者は、物件登録者と交渉をしようとするときは、君津市空き家バンク物件交渉申込書(別記第17号様式)により、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みをした者が交渉を希望する物件の物件登録者及び取扱業者へその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者及び取扱業者は、当該交渉の結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(市の関与)

第10条 市は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契

約については、直接これに関与しない。

(適用上の注意)

第11条 この要綱の適用に当たっては、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げないよう留意しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第46号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第59号)

この告示は、令和3年4月1日に施行する。

別記第1号様式(第3条第1項)

君津市空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

君津市長 様

住 所
申込者
氏 名

印

君津市空き家バンク実施要綱を遵守し、同要綱第3条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの物件の登録を申し込みます。

- 1 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部に対し、空き家バンクに登録しようとする物件の仲介を依頼すること(既に宅地建物取引業者と専任媒介契約又は専属専任媒介契約を締結した物件は、この限りではない。)及び当該物件の情報を提供することについて承諾します。
- 2 私は、君津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 登録内容は、別紙君津市空き家バンク物件登録カード記載のとおりです。

第2号様式(第3条第1項)

君津市空き家バンク物件登録カード

物件登録番号		分類	土地・建物	□賃貸 □売却			
空き家所在地	君津市		空き家の状態の目安				
価 格	□賃貸	円/月	□敷金	ヶ月	□礼金	ヶ月	
	□売却	円					
所 有 者 管 理 者	〒		住所				
	フリガナ		TEL				
	氏 名		FAX				
	携 帯		メール				
そ の 他 連 絡 先	〒		住所				
	連絡先名		TEL				
物 件 の 概 要	面 積		構 造		建 築 年	年	
	土 地	m ²	□木造		補修の要否		
	建 物	1階	m ²	□軽量鉄骨造		□補修は不要	
		2階	m ²	□鉄筋コンクリート造		□多少の補修必要	
間取り	1階	坪	□その他		□大幅な補修必要		
	2階	坪			□現在補修中		
		□居間()畳 □台所 □風呂 □トイレ □その他()				補修の費用負担	
		□洋室()畳()畳 □和室()畳()畳()畳				□所有者負担	
		□洋室()畳()畳 □和室()畳()畳()畳				□入居者負担	
		□その他()				□その他	
利 用 状 況	□放置()年		設 備 状 況	電 気	□引き込み済み □その他()		
	□別荘			ガ ス	□プロパンガス □都市ガス □その他()		
□その他		風 呂		□ガス □灯油 □電気 □その他()			
		水 道		□上水道 □簡易水道 □その他()			
		下 水 道		□下水道 □浄化槽 □その他()			
		ト イ レ		□水洗 □汲取り / □和 □洋			
主 要 施 設 等 へ の 距 離	□駅	km	車 庫	□有 □無	物 置	□有 □無	
	□バ ス 停	km	庭	□有 □無	そ の 他		
	□市 役 所	km	【間取】(別紙可)		【地図】(別紙可)		
	□病 院	km					
	□消 防 署	km					
	□警 察 署	km					
	□保 育 園	km					
	□小 学 校	km					
	□中 学 校	km					
	□文 化 施 設	km					
	□公 園	km					
	□ス ー パ ー	km					
	□ホ ー ム セ ン タ ー	km					
	□コ ン ビ ニ	km					
特 記 事 項							
受 付 日	年 月 日	現 地 確 認 日	年 月 日				
登 録 日	年 月 日	有 効 期 限	年 月 日				
登 録 抹 消 日	年 月 日	□契約成立 □登録抹消 □その他()					

※ 抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項欄へ記載してください。なお、記載漏れにより契約不適合責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

第3号様式(第3条第1項)

同意書

君津市長 様

私は、空き家バンクに物件の登録を申し込むに当たり、下記の内容について同意します。

記

- 1 君津市空き家バンク物件登録カードに記載されている事項のうち、所有者及び管理人が特定されるものを除いて、君津市のホームページ等で公開すること。
- 2 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者、利用登録者及び宅地建物取引業者間で解決に当たり、市には責任を追及しないこと。
- 3 登録をしようとする物件に係る所有権等については、私が相違なくこれを有し、権利関係を明確にするため、必要に応じて市の求める書類等を提出すること。

年 月 日

住所
申込者
氏名



第5号様式(第3条第5項)

君津市空き家バンク物件登録完了通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申込みのあった物件の空き家バンクへの登録が完了したので、君津市空き家バンク実施要綱第3条第5項の規定により通知します。

登録番号：第 号

空き家所在地：

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

第6号様式(第3条第5項)

君津市空き家バンク物件登録不承認通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付で申込みのあった物件の空き家バンクへの登録を、不承認としたので、君津市空き家バンク実施要綱第3条第5項の規定により通知します。

不承認の理由

第7号様式(第4条)

君津市空き家バンク物件登録変更届出書

年 月 日

君津市長 様

届出者 住 所
氏 名

印

下記のとおり空き家バンクの物件について、登録事項に変更があったので、君津市空き家バンク実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

登録番号：第 号

変更内容：別紙君津市空き家バンク物件登録カード記載のとおり

第8号様式(第5条)

君津市空き家バンク物件登録取消通知書

年 月 日

様

君津市長



空き家バンクの物件の登録を取り消したので、君津市空き家バンク実施要綱第5条の規定により通知します。

登録番号：第 号

空き家所在地：

取消理由：

第9号様式(第5条)

君津市空き家バンク物件登録取消依頼書

年 月 日

君津市長 様

住 所
依頼者 氏 名



君津市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、空き家バンクの物件の登録の取消しを依頼します。

登録番号：第 号

取消理由：

第10号様式(第6条第2項)

君津市空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

君津市長 様

住 所

(フリガナ)

申込者 氏 名



電話番号

FAX 番号

電子メール

空き家バンクを利用したいので、君津市空き家バンク実施要綱第6条第2項の規定により申し込めます。

移転理由	定住 ・ 二地域居住 ・ 就農 ・ 転勤 その他()			
勤 務 先	名 称			
	住 所			
	連 絡 先			
家 族 構 成	氏 名	続柄	生年月日	職 業
		本人		
希 望 条 件	家 賃	円/月～		円/月
	地 域			
	間 取 り	部屋以上		m ² 以上
	車 両 の 有 無	無 ・ 有(台)		
	ペ ッ ト の 有 無	無 ・ 有()		
	入 居 時 期	年 月 日頃		
	そ の 他 条 件			

誓約書

君津市長 様

私は、君津市空き家バンクの利用登録の申込みに当たり、君津市空き家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解したうえで、同要綱及び下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 今後、空き家を利用することとなったときは、君津市の自然環境、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民として行動します。
- 2 私は、君津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、利用目的以外の目的で使うことはありません。
- 4 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者、利用登録者及び宅地建物取引業者間で解決に当たり、市には責任を追及しません。

年 月 日

住 所

申込者

氏 名



第13号様式(第6条第5項)

君津市空き家バンク利用登録完了通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付で申込みのあった空き家バンクの利用登録について、登録が完了したので、君津市空き家バンク実施要綱第6条第5項の規定により通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

登 録 日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

第14号様式(第6条第5項)

君津市空き家バンク利用登録不承認通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付で申込みのあった空き家バンクの利用登録を、不承認としたので、君津市空き家バンク実施要綱第6条第5項の規定により通知します。

不承認の理由

第15号様式(第7条)

君津市空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

君津市長 様

登録番号 第 号
届出者 住 所
氏 名 ⑩

下記のとおり空き家バンクの利用登録について、登録事項に変更があったので、君津市
空き家バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

変更内容：

第16号様式(第8条)

君津市空き家バンク利用登録取消通知書

年 月 日

様

君津市長



空き家バンクの利用登録を取り消したので、君津市空き家バンク実施要綱第8条の規定により通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

取消理由：

第17号様式(第9条第1項)

君津市空き家バンク物件交渉申込書

年 月 日

君津市長 様

登録番号 第 号

申込者 住 所

氏 名



君津市空き家バンク実施要綱第9条第1項の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

希望物件番号：第 号

希望物件所在地：